**令和４年１月定例教育委員会会議録**

**１　期　　日**　　令和４年１月５日（水）

**２　場　　所**　　市役所南別館３階委員会室

**３　開始時間**　　１3時30分

**４　終了時間**　　16時00分

**５　出 席 者**

児玉教育長、赤松委員、中原委員、濵田委員、岡村委員

その他の出席者

江藤教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、桑畑文化財課長、吉行学校給食課長、武田美術館長、園田高城地域振興課長、金丸国民スポーツ大会準備室長

**６　会議録署名委員**

中原委員、濵田委員

**７　開　　会**

◎児玉教育長

　それでは少し早いようですが、全員お集まりですので、ただいまから令和４年１月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時間は、午後３時半を予定しております。皆様方のご協力をお願いしたいと思います。また、年始になりまして、成人式のご出席につきまして、本当にありがとうございました。また、後半戦が残っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

　それでは、市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

**８　会議録署名委員の指名**

◎児玉教育長

　会議録署名委員を指名したいと考えております。本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**９　教育長報告**

◎児玉教育長

　それでは早速、教育長報告をさせていただきますが、ここで、議事の一部を非公開にすることについて発議させていただきます。

　報告の中の生徒指導状況報告の虐待案件につきまして、２件あるのですけれども、これにつきましてはプライベートなことに関しての報告になりますので、児童・生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項に基づき、会議を非公開とすることをご提案いたします。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎児玉教育長

　全員、異議なしということでございますので、その案件につきましては、非公開とするということに決します。

　それでは、改めまして、教育長報告を行いたいと思います。

　では、レジュメのほうをご覧ください。

　これは12月から今月にかけての報道からでございます。全てをここに載せているわけではございませんが、まずは、明道小学校、これは弁護士を講師にいじめ防止教室を開いていただいたということで、非常に新たな取組としているのでございますが、この件につきましては、県弁護士会派遣事業というのがありまして、この事業に基づいた形でとり行わせていただきました。

　また、泉ヶ丘附属中学校、小林実尋さん、これは現３年生ですけれども、日本学生科学賞県代表となりまして、雑草の生命力、１年間検証したということで、今、全国の大会に向けて準備中でございます。彼は、雑草はなぜ抜いてもまた生えてくるのかという、そういうテーマに基づきまして、どの程度の圧を加えたら生えてこなくなるとか、色々細かく、１年間にわたって研究したようでございます。

　続きまして、東小学校でございますけれども、職業講座として東小学校の東っ子キッズワークショップの記事がありました。

　また、泉ヶ丘附属中学校、今度は２年生なのですけれども、鵜木さらさん、「祖母のご飯と人生を重ねて」という題名で、作文コンクールに出しまして、受賞しております。

　また、続いて、山之口小学校男子と乙房小学校混合と書いてありますが、男女のチームを組んで、ＵＭＫの県小学校バレーボール大会で県で優勝をしております。この後、山之口小学校につきましては、九州大会に出ておりまして、またその結果も出てくると思います。

　それから、山田中学校でございますが、切り絵や型染めに挑戦をするという、ものづくりに挑戦をしていただいておりますが、これも県職業能力開発協会の事業に乗った形で行われています。

　また、大王小学校ですけども、おかげ祭り出前授業ということで、太鼓や神輿が大迫力であったという記事が出ておりましたが、大王小学校では、３年生と５年生に体験をしてもらっているところでございます。

　また、祝吉中学校が２件の記事が出ておりました。宮窪・飛松ペアというので、都城テーブルテニス協会、ＴＴＣと言いますけども、県卓球男子二部の優勝をしたということです。宮窪君が２年で、飛松君が１年生というペアで優勝しております。

　同じく祝吉中学校、黒仁田陽愛さんが人権作文の優秀賞ということで、自分の意思で共感をしないと、いじめとかそういうようなことに同調しないというような作文が優秀賞を受けています。

　また、都城農業高校ですが、長期の実習をしております。仕事の流れまで実感できるような形で、職業選択の参考になっているということでございました。これまでにない取組も高等学校で行われているようでございます。

　そして、今回ですけれども、学校のホームページから、いつもはＧＩＧＡスクール構想について取り上げてきたのですが、中身を見ますと学校が色々なことで新聞記事にはならないけれども、非常に頑張っているというような状況がございましたので、今回、掲載させていただきました。

　まずは、西小学校でございます。西小学校の４年生の作文で、河野知事から表彰を受けたということでございます。人権に関する作文、最優秀賞で、小田さんでございますけれども、「ぼくのかっこいい右うで」という題で、写真を見ても分かりますように、生まれつきこの子は右腕が欠損している状況でございます。それでも自分はしっかりと生きていくのだということを作文にしております。

　今町小学校ですけれども、これもユニークな取組で、１年生と２年生がタブレットを使ってアンケートに答えるというようなことをやったのですが、さすがに子供たちだけではなかなか無理があって、南九大の学生等を活用した形で、こういうふうにお手伝いをいただいたということでございました。

　沖水小学校ですけれども、令和２年３月から中止していました紙芝居と読みきかせが再開したというニュースでございます。コロナが随分と落ち着いてきて、そのお陰だと思っておりますが、なかなかこのコロナはまたオミクロン株が出てきて、本日、沖縄の感染者が300人超えたということであります。４週前からするともう30倍ほどに膨れ上がっているような状況ですので、今後はまたいろいろな影響があると考えられます。

　続きまして、15ページですが、志和池小学校でございますが、都城市の郷土料理の代表格「ガネ」を地域の方々に指導していただき作ったという形で掲載されております。こういうことも、昨年の中盤までは一切できておりませんでした。

　丸野小学校ですけれども、４年生で音楽の授業がありまして、バーチャルピアノというのを使いながら、イヤホンでパソコンを使いながらやっていくというようなことでございます。

　庄内小学校ですが、４年生でオンライン授業を想定した取組を理科の時間に行っていただきました。先生が職員室で、右上の写真ですけれども、職員室で指示を出しながら、子供たちはそれぞれに課題に取り組んでいる様子でございます。

　菓子野小学校は、とび箱をしている様子を友達に撮影してもらって、タブレットで動きを確認するというような内容です。

　西岳小学校でございますが、これは毎年恒例でございますけれども、５、６年生が地域の方々と一緒にしめ縄づくりを行ったということでございますが、これも去年は中止しております。

　それから３ページ目でございますが、吉之元小学校でございます。原文が都城弁で書かれているのがずっと続いているのですけれども、お読みになると分かると思うのですけど、内容としては、西小学校に行って、そして一緒に勉強したというようなことでございます。これは毎年、続いております。もうかれこれ10年ぐらい続いているのではないかと思っています。

　夏尾小学校です。夏尾御池地区の青少年育成協議会のご協力を得て、門松づくりを子供たちと一緒にやっているところでございます。

　梅北小学校でございます。プログラミングに挑戦をしていました。小学校３年生がプログラミングに挑戦しているところでございます。

　それから、安久小学校でございますが、宮田若菜さんが率いる宮崎花ふぶき一座と中郷商工会青年部の方々が、これは毎年タッグを組んで学校等を回っていただいている、「中郷地区を笑顔と元気にプロジェクト」というのがあるのですが、その一環でございます。

　続きまして、明和小学校でございます。６年生の様子でございますけれども、パソコンで、端末で卒業文集を作成しているところであります。１人１台になってこういうことができるようになったなとつくづく思っているところでございます。

　それから続きまして、山之口小学校、麓小学校、富吉小学校、これは同じような日付のところでホームページに上っていたのですけれども、３校合同のオンラインを用いた交流学習を行いましたということでございます。まずは、山之口小学校から、大きな画面の向こう側に先生が見えますが、これは麓小学校の染矢幸一先生です。染矢先生がメインティーチャーとなって、３校分の子供たちと一緒に学習をしたということでございます。麓小学校では、染矢先生が一生懸命授業をしている様子やそういうような形で出ております。また、富吉小学校でも、このように同じような画面がありますがリモート交流学習会をしましたというレポートがありました。

　高城小学校でございます。４年生が社会科の学習で、伝統芸能、これは都城大弓の弓師にお越しいただいて、こういう体験をしたということでございます。これにつきましては、12月23日の朝日新聞でも掲載をされております。

　続いて、有水小学校ですが、これは毎年恒例となっております。運動場に巨大なもみの木があるのですが、そこをイルミネーションで飾ったということであります。毎年、このイルミネーションが増えているのではないかと私は思うのですけれども、大変美しいイルミネーションでございます。ちょうど、10号線側から有水小学校に向かっていると、上のほうに見えてくるような気がします。

　それから、石山小学校、タブレットを使ってどんどん学習を進めていますということで、石山小学校では各自にタッチペンを買ってあげております。このタッチペンは今、百均でも売っているものがありますので、学校としては色々工夫をしているようでございます。

　高崎麓小学校です。高崎麓小学校は、１年生がＴＺ学習、高崎町内の小学校の合同学習ですけれども、行われたということでございます。メインティーチャーである高崎麓小学校の成松尚美先生が今、座っているところですけれども、成松先生がメインティーチャーとして町内の58名の１年生をつないでいただいたということでございます。１年生は「またいっしょにべんきょうしたいです。」とか、「ほかの学校のはっぴょうがじょうずでした。」とか、「ほいくえんのともだちにあえてたのしかったです。」というような感想が書かれていました。

　江平小学校です。上学年４、５、６年生が保護者の皆さんの協力をいただいて、餅つきをした様子でございます。

　笛水小中学校でございますが、これは毎年恒例のそば打ち体験でございます。コロナの影響で２年ぶりにそば打ち体験をしています。

　五十市中学校でございます。ＳＤＧｓについての学習を進めているところでございますが、個人発表でも11月から12月にかけて行っているところです。その様子が出ておりました。

　志和池中学校でございます。女子用スラックスの話題が出ておりました。こういうふうに校内に展示をしております。本当は女子用スラックスという言い方はあまりよくないですね。Ａ型とか、Ｂ型とか、Ⅰ型とかⅡ型とかいうふうに、本当は名前がついているはずですが、ホームページ用にこのまま載っていたので、このまま出しました。量産しないので、注文から手元に届くまで少し時間がかかるのと、お値段が少々高めであるということでございました。しかしながら、4月からは自由に選択ができるようになりますので、各学校ほとんどこのようなことをやってくれていると思っております。

　西岳中学校でございますが、校長先生のプロジェクトとして、第１回西岳杯タイピング大会というのをとり行っておりますけれども、どの子も大会に向けて練習したんだろうなと思いますが、ホームポジションに手を置いたまま、多分すごいスピードで打てるようになっているだろうと思っております。この校長先生は、日高校長先生です。大変堪能な校長先生です。

　続いて、西中でございます。西中は、初期研修、昔で言う初任者研修の一環で、白尾先生が総合的な学習の時間の研究授業に取り組んだということで、「人生100年設計」というテーマで行っておりますが、ここにもやはり１人１台の端末が登場して、使われているようでございます。

　また、山之口中学校でございますけれども、山之口中学校は伝統的に「花配り活動」がかれこれ20年近く続いているのだと思いますけれども、ずっとやっていたのですが、なかなかこれができなくなったということで、今年は「花配り活動」を中止して、代わりの活動として、生徒会が企画をした年賀状を書くという事を行っております。そこにもやはり１人１台端末が活躍している様子が出ております。

　高崎中学校でございます。高崎中学校は、生徒会の取組で、端末であるChromebookのFormsを活用した受験勉強が始まったということで、３年生がやってくれているようでございます。生徒会の皆さんが日替わりで５教科の問題をFormsで作成して、そしてそれを解いてもらうということでございます。その場で採点して、そして結果が出るので、その後、何かを集計したりというような、その必要もない。ただここで特筆したいのは、子供たちがやっているということなのです。教育委員会としても色々手は考えているところで、今後やっていくつもりなのですけれども、子供たちの手で受験勉強を１人１台端末でやっているということでございました。

　以上が、記事が出ておりましたので、全部の学校を見てみますと、かなり、ホームページが充実してきているなと思っています。昨年の４月からこの期間だけで10万件を突破している学校もあったりして、充実をしているところでございますが、何校かやはり、なかなか更新も厳しいところがありまして、そういうところもきちんと指導していきたいなと思っております。

　ここまで何かご質問があれば、よろしかったでしょうか。

　では、12月議会からございます。色々な質問がありました。その中から抜粋しております。

　まずは、小・中学生の自宅でのインターネット通信環境についてということで、質問がございました。これにつきましては、令和２年６月の文部科学省の調査に基づきまして、回答しております。

　インターネット通信環境のない世帯が3.7％、インターネット通信環境があるものの動画を視聴することができないなど、家庭学習をする上で十分と言えない世帯が2.3％、合計しますと6％ぐらいの子供たちが、例えば、家で宿題をしなさいといったときには、非常に困難が考えられます。6％と言いますと、大体学級に１人か２人というようなパーセンテージになります。インターネット通信環境のない家庭の支援策を今現在、研究中でございまして、また、来年度の新規予算の査定にも一応上がってきているところでございます。

　小・中学校のスマートフォンやゲーム機器の使用についてということで質問がありました。逆の意味でいきますと、家で勉強をせずにゲームばかりしていると、スマートフォンとか、そういうものばかり見ているというような、そういうご指摘でございました。

　現在のスマートフォンの所有率は、これは令和２年度調査でございますけれども、中学生の約67.0％、小学生の約39.6％が所有率でございます。どんどん増えているところでございます。昔は、高校生になってからスマートフォンとか、携帯とか言っていたのが、今はこういうような状況でございまして、小学生でも４割の子供たちが所有しているという状態でございます。これについても、様々な家庭で使用するルールづくりをしなければならないと思っております。本市では、ガイドラインを作っておりますので、それに基づいて指導していきたいと思っております。

　続いて、特別支援教育についてでございます。この質問の大きな部分では、校内の特別支援教育コーディネーターの役割というようなことがあったのですが、通級指導教室についての問いがありました。その障がい種が何かということでございますが、本市では、「情緒障がい」、「学習障がい」、「注意欠陥多動性障がい」、「言語障がい」、この４つの障がいに対応できるようにしております。実は、学習障がいと注意欠陥多動性障がい、LDとADHDと言うのですが、これは同じ通級指導教室になっていますので、実質３種類の通級指導教室があります。そこに現在、市内に13学級がありまして、197人の子供たちが通っています。中心部の学校だけではなく、色々なところに作って、通級しやすくなるようにと考えてはいるところでございます。

　それから、個別の教育支援計画作成のねらいということで、質問がございました。個別の教育支援計画というのは、保護者と一緒になって、この子はどういうところが得意なのか、何が苦手なのかということを一緒になって作り上げていく、そういうような、ものとしては書類なのですけれども、子供たちの育成をしっかりと見据えた上での支援計画なのですが、これについて多くの関係者に十分理解してもらう、将来にわたってのツールにしていただきたいということもお答えしております。

　続きまして、今回も不登校の児童生徒について、どのような対策を講じているのかということでの、厳しい質問がありました。本年度12月まで、これは10月末現在で、小学生が53人、中学生が160人、計213名が30日以上欠席をしている子供たちになります。昨年末が220名の不登校生の最終的な数でございますので、もうその数に迫るところになってきています。後で、詳しく、またお伝えしたいと思います。

　それから、不登校について深く追究されまして、答えといたしましては、不登校はどの生徒にも起こり得ることとして捉える必要があるということ、また、不登校児童生徒の条件によっては、真に休養が必要な場合があることも承知しているということで、不登校は多様な要因や背景により、結果として不登校の状態になっているということであって、不登校という行為そのものを問題行動と判断してはならないとお答えをしたところでございます。

　この対策なのですけれども、今現在行っているのは、県への要請として、人員を増やしてもらっています。具体的には、不登校等生徒指導用の課題に対応する専任の生徒指導主事を小・中学校９校に、学級指導等支援教諭を中学校２校に配置をしているところでございます。また、県のスクールカウンセラーや市のスクールソーシャルワーカー等も学校に派遣しているところでございます。色々とまだ課題が解決しなければならない部分は多いと思っていますが、まずは子供の居場所づくりを考えてくれというような質問者でございました。それに向けても今年、手を打っていきたいと思っております。

　続きまして、生理の貧困についてでございます。先月12月から県立学校が無償で生理用品を校内のトイレ個室に設置する、配備するということでございました。これについてどう思うのかとか、無償で配付するつもりはないのかというようなことでございますけれども、本市でも、生理用品につきましては、保健室に常備しており、これは無償でございます。ただ取りに行くハードルがあるのではないかというようなことでお話がありました。早く個室に整備してほしいということでございました。本市では整備している学校が小学校１校、それから一貫校１校でございます。こういうようなところも見ながら、実は、養護教諭部会という部会がございまして、そこに今後どうしたらいいかというようなことで、投げかけております。７月に行われた養護教諭部会では、色々な賛否の両方の意見が出たということでございます。トイレに常設することで、保健室に来ていた子供の状況が分からなくなると、養護教諭がおっしゃっているところもあります。色々な話をしながら、学校の状況とかも色々聞き出せるのではないかということであります。

　それから、トイレに置きっぱなしですので、衛生的な管理ができるかどうかが不安であるということもあります。しかしながら、トイレットペーパーをナプキン代わりにしていた生徒がいたということが、その中からも出てまいりましたし、それはやはりよろしくないということ。それから、父子家庭がございます。ここにつきましては、そういうことをやってカバーはできるのではないかと、なかなかお父さんにというような形にはなかなかならないですね。そういうようなところもあって、今、賛否あります。そこをきちんと調整をしていただいた後、納得した形で子供たちのためにはどうすればいいかという議論にしていっていただきたいなと思っているところなのですが、マスコミのほうが今、先行しておりまして、またNHKも取材にまいりました。宮日も取材に来ておりますので、今後どうすればいいかということを早急に考えていかなければならないと思っております。

　それからちょっと戻っていただいて、９ページでございますけれども、インターネット通信環境の中で、よく我々が使う２つ目のアの二つ目の丸で、「誰一人取り残さないデジタル化の実現」というのを付しておりますけれども、これを本市では変えようとしております。どのように変えようかというと、誰一人取り残されない、「れ」を入れるということでございます。色々と調べてもらったのですけれども、デジタル庁も両方使っているみたいでございますけれども、本市では、取り残されないという、上から目線でない言い方のほうがいいのではないかということで、そちらのほうを採用したいと思っております。

　このあたりで何かご質問なかったでしょうか。よろしかったでしょうか。

　では、生徒指導状況報告の内容について話をしたいと思います。

　まず、非行等問題行動でございますけれども、小学校２件、中学校ゼロ件です。小学校２件は、小学校３年生でございまして、ちょっと学校に適応しづらいお子さん、特性のあるお子さんでございますけれども、友達と言い合いになったということで、その友達の手をつかんで投げてしまったというようなことでございます。生徒間暴力でございます。また別の部分では、小学校５年生、これは万引きでございます。その万引きの店舗で捕まったのですけれども、そこからまた逃走をしまして、そして、店側も警察に連絡をしたという状況でございます。指導が行われているところです。

　続いて先ほどもお話ししました不登校に関することでございます。小学校59名になっております。中学校180名、これは11月の段階でございます。やはり増えてまいりました。折れ線グラフを見ても分かりますように、小学校が最多の部分で推移しているのと、中学校が、小学校が増えたあおりを受けまして、高止まりと言いますか、近年で最も高い値をしているところでございます。小学校では、解消したものがゼロ件でございまして、新規に１件、再不登校１件で、昨年まで不登校だったのがまた再不登校になったのが２件でございます。なかなか収まらない状況です。中学校は解消が３件あって、この３件とも同一の学校でございます。すばらしいと思うのですけれども、新規が５件、再不登校が１件、それから、昨年度不登校だったのが再不登校になったのが１件という形で、なかなか収まらない状況でございます。

　続いて、交通事故でございます。小学校２件、中学校２件でございます。まず、中学校の２件について、１件目は中学校２年生なのですけれども、自転車が車と接触しました。足首の捻挫程度で終っております。ヘルメットを被っておりますので軽症で済んだと思っております。それから２件目、中学校１年生ですけれども、自転車の乗車中に道路標識の柱に激突しております。自損事故になります。これもヘルメットがあったということで、本当によかったなと思っていますが、かなりのスピードでぶつかっていまして、前歯が抜け、鼻骨を骨折しております。そういうような事故でございました。

　続いて小学校です。小学４年生の児童でございます。自転車乗車中に乗用車と接触でございます。本児が転倒して、左の膝の打撲と擦過傷ということで、これは警察の検証中でございます。もう１件も小学校４年生、横断歩道上で自転車と接触をしています。この自転車は高校生の自転車です。この事案についても、警察を呼んで、警察の実況検証も済んでございます。見通しの悪いそういう交差点で、そういうような場所でございました。

　続いて、いじめでございます。いじめの認知件数でございますが、小学校195件、中学校８件というような状況でございます。合計しますと小学校が1,155件、中学校71件で、うち解消したものが小学校は655件、56.7％、中学校が43件、60.9％という状況で推移しております。報告のあった事案はございません。重篤な事案はございませんでした。

　続いて、不審者声かけ事案ですけれども、女子中学生を車で後をつけてきたという事案が1件発生しております。警察に通報中でございます。

　ではここから、虐待案件になりますので、一旦、止めていただきたいと思います。

〔オフレコ〕

◎児玉教育長

　ここまでの件で何かございませんでしょうか。

◯濵田委員

不登校児童生徒のフリースクールは市内にはいくつあるのですか。

◎児玉教育長

都城市内には駅前に1箇所、あと三股町に1箇所あります。そこでは1日中ゲームをやっている子どももいれば、勉強をしている子どももおります。校長が施設を訪問して、学習の様子が確認できれば出席扱いとするなども検討していきたいと考えております。

◯岡村委員

不登校生徒の中でも中３の生徒の対応はしっかりと行っていただきたいと思っております。

◎児玉教育長

各学校においてもしっかり対応していただいております。ただ、どこにも進学していない生徒が１桁はおりました。また、５月の調査においては２０人が退学をしておりました。やはり入ってみたが違ったみたいな事があったと思います。

よろしかったでしょうか。それでは教育長報告を終わります。

**10　議　　事**

**【報告第84号】**

◎児玉教育長

　それでは、議事に入ります。本日の付議事件は、報告８件、議案４件でございます。

　それでは、報告第84号を高城地域振興課長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

●園田高城地域振興課長

　高城総合支所地域振興課の園田です。よろしくお願いします。

　それでは、報告第84号　都城市高城郷土資料館企画展「お城でひな祭り」開催要綱の制定について、ご説明申し上げます。

　開催要綱にありますとおり、女児の健やかな成長を祈願する上巳、桃の節句にちなみ、資料館収蔵の雛人形を展示するとともに、雛飾り作品を募集し展示することにより、高城郷土資料館のＰＲ及び利用促進を図ることを目的としています。

　展示期間は、２月23日、水曜日から３月13日、日曜日、毎週月曜日の休館日を除く17日間で、募集作品の内容は、要綱に記載してあるとおりです。

　雛壇の展示につきましては、収蔵品の展示に加えて、今回は展示内容の充実を図るため、高城町内に雛人形の寄贈を呼びかけております。展示品の受付は２月10日、木曜日から２月16日、水曜日までです。今回も地区内にあります旧後藤家商家交流館においても、同日程で、商家の雛祭りを開催する予定で、両館連携して、相互利用を来館者に呼びかけ、この催しを盛り上げていきたいと考えております。

　なお、高城郷土資料館では、企画展等の開催時に限らず、常時入館者の連絡先記入、検温の実施し、マスク着用のお願い、手指のアルコール消毒など感染予防等の対策を徹底して、入館いただいております。

　以上で、報告第84号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　それでは、報告第84号につきまして、ご質問が何かありましたら、よろしくお願いいたします。

　よろしかったでしょうか。

　それでは、報告第84号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●園田高城地域振興課長

　どうもありがとうございました。

**【報告第80号、報告第81号、議案第40号】**

◎児玉教育長

　続きまして、報告第80号、報告第81号及び議案第40号を文化財課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●桑畑文化財課長

　よろしくお願いします。文化財課の桑畑でございます。明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

　本日は、報告２件と議案が１件ございます。

　まず、報告第80号　令和４年度都城歴史資料館年間スケジュールについてです。

　15ページの年間スケジュール一覧表をご覧ください。

　上段のほうに、１階企画展示室の期間展の計画を記載しております。その部分を中心に説明させていただきます。

　５月14日までは、去年度からの続きで、企画展「あなたの身近な文化財　都城の生活と記憶」を継続します。その後、展示入れ替えをはさんで、５月20日から９月４日まで、企画展「縄文にドキッ！　食とくらしと縄文人」を開催します。その後、入れ替えと燻蒸のための臨時休館をはさんで、９月15日から令和５年度３月31日まで、企画展「写真でふりかえるなつかしの都城」を実施いたします。

　なお、１階の企画展示室以外のスペースでは、都城３万年の歴史と題した常設展を継続し、２階には各地区の出土した文化財や昭和の暮らし、３階には米作りの道具等を展示いたします。

　以上が、令和４年度歴史資料館展示スケジュールであります。

　次に、報告第81号　令和３年度史跡見学会、「中世の都城跡を散策しよう」開催要項の制定についてです。

　19ページをご覧ください。

　開催の目的は、市名の由来される中世の山城跡都城跡を散策しながら、見学することで、郷土愛の醸成を図ることといたします。

　開催の日時は、令和４年３月17日、木曜日の午前中、開催場所については、20ページの説明資料に示したとおり、歴史資料館のある都城の本丸跡、その西側に当たる大手口までの間です。募集対象と人数は、大人30名で、参加無料、申込み問合せ先は、文化財課といたします。令和４年３月１日から15日までの間に、電話で文化財課まで申し込んでもらうようにしております。これは先着順といたします。広報は、市ホームページやチラシ配付で周知するようにいたします。それから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、19ページの下段に記載した５つの対策をとるようにいたします。

　続きまして、議案第40号でございます。指定しようとする文化財の諮問についてであります。

　75ページ以降の物件調書と図面と写真に基づいて説明させていただきます。

　今回指定しようと考えている文化財は、有形文化財高取原と言います。高取原地下式横穴墓の出土鉄製品27点であります。高取原地下式横穴墓は、高城町の石山に所在します。平成14年に、トラクターの耕作中に陥没して発見され、旧高城町教育委員会より発掘調査が実施されました。玄室内から鉄剣4点と鉄鏃23点が見つかりました。それらの鉄製品の年代は、その形態と製作技法から古墳時代中期前半、年代で言いますと５世紀前半に位置づけられます。

　特徴的なものを幾つかご紹介しますと、79ページの番号で説明します。１番と２番、鉄剣なのですけれども、表面に木の皮や絹などで巻かれた木質の鞘の状態が観察できます。それから、82ページの５番の鏃なのですけれども、この鉄の鏃は片側のみに逆刺がついている点が特徴的でございます。このタイプは、全国的に見ると、畿内の中央政権と強い結びつきを持った古墳から出土しており、畿内で製作された可能性が高いものです。他方の23番から27番については、非常に大型の鉄鏃で、西諸県地域から都城盆地を中心として出土しておりまして、在地で製作された可能性が高いものであります。

　これらの鉄製品は、都城盆地における地下式横穴墓の出土鉄製品の最古例の一つであるとともに、在地的特色を持つものと畿内との関係が想定されるものが共存しており、古墳時代の都城盆地の政治的な様子を知る上で欠かすことのできない重要な資料であると認められます。そこで今回、都城市文化財保護条例第５条第２項の規定に基づきまして、都城市文化財保護審議会の意見を求めるために、諮問をお願いするものでございます。

　以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　それでは、まとめて報告第80号、第81号及び議案第40号につきまして、ご質問等、それから、ご意見等あればよろしくお願いします。

○赤松委員

　ご説明ありがとうございました。

　この議案第40号の逆刺のついた鉄鏃ですが、逆刺がついた鉄鏃というのは、これまでの発掘事例としては、過去、都城市においてどんな状況なのでしょうか。

●桑畑文化財課長

　この逆刺は片方だけについたものというのはこれだけでございまして、ほかにはございません。

◎児玉教育長

　ということは、両方ついたのはある。

●桑畑文化財課長

　両方ついたのはあります。

●桑畑文化財課長

　写真ではちょっと見えづらいですけれども、83ページの図面を見ていただくと、本当に片方にしかなくて、取れてしまったのではなくて、製作の時点から片方だけに意識してつけてあるというようなものでございます。

○赤松委員

　ありがとうございました。

◎児玉教育長

　ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

　それでは、報告第80号、第81号、議案第40号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●桑畑文化財課長

　ありがとうございました。

**【報告第82号、報告第83号】**

◎児玉教育長

　それでは、報告第82号及び第83号を学校給食課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●吉行学校給食課長

　学校給食課でございます。よろしくお願いします。

　報告第82号　都城市学校給食用具調達に係る相手方の資格要件に対する要綱の制定について、及び報告第83号　都城市学校給食用物資調達に係る見積もり参加者の指名基準を定める要綱の制定について、説明いたします。

　まず、82号を説明いたします。

　１枚お開きください。本市の学校給食は、各学校が保護者から給食費を徴収し、それを財源に学校給食会が物資を調達し、納入業者へ支払いする私会計で運営しています。令和４年度から市が直接給食費を徴収し、市の予算に計上して管理運営を行う公会計方式に移行するための準備を進めているところでございます。これに伴い、学校給食会は解散し、物資調達も市が行うこととなりますが、都城学校給食会以外の山之口、高城、山田、高崎の学校給食会では、資格審査を行っていない現状がございます。市が物資調達を行うに当たり、全ての納入業者に対し、資格審査を行うこととなりますが、資格要件には、管理衛生基準に関するものも多く、他の物品等とは性質が異なりますので、新規に要綱を制定したものでございます。

　１枚めくっていただき、要綱をご覧くだい。

　第３条が資格要件になります。契約課が行っています物品の資格要件を参考にしていますが、第７号から第17号までが衛生管理に関する要件になります。

　裏面の第４条第２項をご覧ください。申請書の提出は、２年に１回行うこととなります。これまで都城学校給食会では毎年行っていましたが、契約課の物品と同様にしたものです。第４項が申請書の添付書類になります。これも契約課の物品と同様になっていますが、次のページの第10号と第11号が食品衛生に関するものになります。第10号の営業許可書などは、許可を必要とする業種のみの提出となりますが、次の申請までに更新時期が来た場合には、その都度、提出いただくこととしております。

　第11号の食品衛生監視票も該当する表紙のみの提出になりますが、こちらは毎年提出していただくことになります。

　続きまして、様式の説明をさせていただきます。

　１枚めくっていただきまして、第１号が申請書になります。３番の事業者区分、裏面の４番の物資納品を希望する学校給食センター、５番の希望する納入物資が今回新設したものでございます。３番につきましては、報告第83号で説明します。４番の希望するセンター及び５番の納入物資は、どのセンターに納入を希望されるか、どんな物資を扱えるのかの判断材料とするものです。

　続きまして、様式第２号は、第３条で説明しました資格要件を満たしていることを確認した上で、申請書を提出していただくものになります。裏面の第３号の使用印鑑等では、従来の印鑑の使用を希望する業種のみ提出ただくものです。第４号の委任状は、本社が営業所等に権限を委任する場合に提出いただくものです。第５号の営業概要書は、営業の規模、実績、輸送能力、設備、仕入れ先等を把握するために提出いただくものです。第６号の役員等名簿兼同意書は、個人であれば本人、法人であれば役員等が暴力団等に該当するか否かを確認するために、警察署等に照会することを同意いただくために提出いただくものです。第７号の営業所長一覧表は、都城市内に支店や営業所、工場等があるのかを把握するために、提出いただくものです。第８号の特別徴収実施確認書は、個別徴収の状況を把握するために提出いただいております。

　最後に、第９号の同族に関する申告書は、資本関係または人的関係に当たる事業者の有無を把握するために提出いただくものです。

　以上が、第82号の説明になります。

　続きまして、報告第83号　都城市学校給食用物資調達に係る見積り合せ参加者の指名基準を定める要綱の制定について、説明いたします。

　市が物資を調達を行うに当たり、学校給食において市内の業者だけでは調達できない物資もありますが、可能な限り地元の業者から調達する必要がございます。安心・安全な学校給食の提供を維持するため、スムーズな物資調達が可能となるよう、明確な指名基準を定め、新規に要綱を制定したものでございます。

　１枚めくっていただいて、要綱の第３条をご覧ください。指名業者を選定する場合は、市内に本店を有する者、市内に営業所を有する者、宮崎県内に本店を有する者、宮崎県内に営業所を有する者の順に、優先して選定するものでございます。先ほど説明しました資格要件の要綱の申請書の事業者区分は、このことを把握するために書いていただくものとなります。

　説明は以上です。よろしくお願いします。

◎児玉教育長

　ご説明ありがとうございました。報告第82号及び83号につきまして、ご質問等、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。

○岡村委員

　ご説明ありがとうございます。

　分からないところが幾つかありましたので、質問させていただきます。

　23ページなのですが、請求書を必要とする理由のところで、都城学校給食会以外の学校給食会以外が審査を行っている現状もあるとありますけれども、これにつきましては具体的に、どのような感じなのでしょうか。資格審査はほとんどしているのではないかと。

●吉行学校給食課長

　今まで、学校給食会というところが、物資調達を行っていました。それは市が直接、設置した団体ではなくて任意の団体だったものですから、都城学校給食会では、市に準じて資格審査を行っていたのですけど、山之口、高城、山田、高崎の４センターは、その資格審査を行わないまま物資調達を行っていましたので、今回、公会計になるに当たりまして、同様の基準で資格審査を行って、納入業者の選定を行っていくということで、この要綱を制定したものでございます。

○岡村委員

　分かりました。

　学校給食会というのは、県の学校給食会大きなものがありますけれども、そこからの物資の調達というのは考えられていないのでしょうか。

●吉行学校給食課長

　今でも宮崎県の学校給食会が単価契約しました１冊の単価契約書のつづりみたいなものがありますので、そちらからの購入もしております。大半が結構な金額をそちらの単価表を活用した物資の調達をしておりますけど、それ以外のほうがいいとか、各センターの判断で地元からとったりしていますけど、ですから、学校給食会からとるものは県のほうに資格審査を受けました業者さんになっていますので、そちらのほうはしないのですけれども、それ以外の業者を登録する場合に、こういった明確な基準を定めた上で今後やっていくということで、要綱を制定することとなりました。

○岡村委員

　ありがとうございます。地産地消ということで、地元の野菜とか、お肉とかを使っていただけるのも大変ありがたいなと思います。きちんとした契約もできて、すばらしいことだなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎児玉教育長

　ほかにございませんでしょうか。

○濵田委員

　ご説明ありがとうございます。

　様式第１号の裏面になる30ページの１番上に、物資納入を希望する学校給食センターとありますが、これは、業者がどの学校給食センターに納入したいかを選択できるようにしてあるのだと思うのですが、これだと調整が難しくなることはありませんか。

●吉行学校給食課長

　まずメインの今入れていただいているセンターをまず選定していただいて、それ以外でも入れていただけるというのがあれば、場合によっては、見積りを徴する場合もございますので、４センターは、業者さんも少ないものですから、撤退されたりしたときに、どこが後に入れていただけるかなという、今後のことを考えた上で、希望にしていますので、今の現状は崩さないような形で行うのですけど、将来的にそういう地元の業者がいなくなったときのことを考えて、そのときに、そういえばあそこが高崎に持って行ってくれるとか、そういう状況を把握するために、ここを設けております。

○濵田委員

　現状を基にして、供給に余力がある場合、希望順位を示してくださいということですね。

●吉行学校給食課長

　特に４センターについては、食数も少ないものですから、なかなか市内の業者が高崎まで持って行くとかというのもちょっと難しい状況もございますので。

○濵田委員

　分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

　ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

　それでは、報告第82号及び83号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●吉行学校給食課長

　ありがとうございました。

**【議案第41号】**

◎児玉教育長

　それでは、議案第41号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●武田美術館長

　美術館でございます。よろしくお願いいたします。

　それでは、87ページの議案第41号　都城市立美術館作品収集委員会への諮問について、ご説明いたします。

　都城市立美術館作品収集委員会運営要綱第２条の規定に基づきまして、87ページにございますように、計8件について都城市立美術館作品収集委員会に意見を求めるものでございます。

　それでは、90ページの作品一覧を今、お配りいたしました関連資料の画像のほうでご説明していきたいと思います。

　まず、１点目と２点目でございますが、野見山暁治氏の「尋ね人」と「賑やかすぎる」でございます。画像のほうは関連資料①になります。野見山氏は福岡県出身の洋画家で、東京藝術大学の教授を歴任され、2014年には文化勲章を受章されております。昨年百歳を迎えられまして、それを記念して、野見山暁治百歳記念展を開催し、それを契機として、作品を各地の美術館へ寄贈する活動を行われております。当館には、この２点の寄贈申入れをいただいております。野見山暁治氏は、都城市美術展の審査員を1983年、96年、98年と３回務めていただいております。野見山暁治氏については、人気がある作家でございますが、当館は版画作品８点を収蔵しているのみでございまして、今回油絵のほうを収蔵できるということで、大変ありがたい話であります。本人のほうからの希望の申し出をいただいているところでございます。

　次に、３点目の大野重幸の「奥多摩の春」でございます。画像は関係資料②になります。この作品は、1971年の第56回日展の入選作品で、花鳥画を得意とした大野重幸にとっては、珍しく風景のみが描かれており、大野重幸の画業を知る上で重要な作品でございます。大野重幸を支援されていた元西岳郵便局長の黒木さんという方の遺族の野中亮子さんから寄託の申し出をいただいているものでございます。

　次に、４点目、丸田省吾資料、画像は関係資料③になります。丸田省吾は、都城市出身の画家で、山内多門と従兄弟で、益田玉城の妹と結婚しております。そんな関係から、両者から絵を習い、旧制都城中学校で図画を教え、教え子に花房芳秋や野口徳次初代美術館長がおります。丸田省吾の現存作品は、県立美術館が所蔵する「化粧花（おしろい）花」という１点のみで、今回の寄贈の申し出をいただいたのは、画像のほうでご覧いただいても分かりますように、状態はかなり悪く、このままでは展示ができる状況ではないのですけれども、大変貴重なものと言えます。

　残り１点につきましては、益田玉城の作品でございます。いずれも丸田省吾のお孫さんである丸田陽一氏から寄贈の申し出をいただいているものです。

　次に、花房芳秋の花鳥図の屏風でございます。画像は関係資料⑤になります。先ほどご説明いたしましたように、芳秋は丸田省吾に学んでおり、鹿児島県内の私立、公立高校で教えたこともあって、宮崎県よりも鹿児島のほうでよく知られている日本画家です。この作品は、松山健三氏、松山薬局の方でございますが、のお父様が芳秋に描かせたもので、来歴がはっきりしており、保存状態も良いというもので、今後の展示に活用が期待できる作品です。松山健三氏の遺族の方から寄贈の申し出をいただいているものです。

　次に、説明資料のほうは90ページになります。画像は関係資料⑤になります。山内多門の「旭日静海」でございます。この作品は、昭和11年の遺作展に出品されたもので、三幅のうちの一つ、真ん中のものですけれども、こちらのほうは表装が仕立て直されておりますが、どれも保存状態が良く、今後の展示に活用が期待できる作品でございます。

　次に、山内多門資料でございますが、寄贈の申入れ者の野口氏の奥さまが瀬戸山家の出で、その関係で所有されていたものです。画像のほうは写真⑤の下段のほうになりますけれども、大正12年に多門が日向探勝の帰省の際に撮ったと思われる集合写真など、貴重な写真８点と長峰深隠が改名する前の名である等隠の表装されていないめくり1点が野口高輝氏から寄贈の申し出をいただいております。

　最後に、８点目ですが、写真はございませんけれども、国民文化祭において７月に美術館の前に御池の龍を展示いたしましたが、この前段で行った収蔵作品展で制作された藤浩志氏のマケット、模型でございますと、デッサンをご本人から寄贈の申し出をいただいております。作品については以上でございます。

　なお、作品収集委員会につきましては、現段階では、２月７日に開催予定をしておりますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催日の見直しや開催方法については検討していきたいと考えています。

　以上、よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　それでは、議案第41号につきまして、ご質問やご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

　いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

　すばらしいですね。本当に。

　それでは、議案第41号を承認いたします。ありがとうございました。

●武田美術館長

　ありがとうございました。

**【報告第77号、報告第78号、報告第79号】**

◎児玉教育長

　それでは、報告第77号、報告第78号及び第79号を学校教育課長から説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●深江学校教育課長

　よろしくお願いします。

　それでは、学校教育課の議案につきましては、ご説明いたします。

　報告第77号　臨時代理した事務の報告について、小規模特認校制度について報告です。

　本年度小規模特認校制度を利用した入学の児童生徒については、別紙のとおりでございます。なお、本市小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっております。

　続きまして、報告第78号　令和４年度都城市小・中学校入学式の期日についてです。

　令和４年度都城市小・中学校の入学式の期日について、学校管理運営規則の第15条の規定に基づき、中学校及び笛水小中学校は、令和４年４月８日、金曜日、小学校は令和４年４月11日、月曜日、なお、都城市立の幼稚園は令和４年４月12日、火曜日と定めております。

　続きまして、報告第79号　令和３年度都城市教育支援委員会答申について。令和３年度都城市教育支援委員会の答申をご説明いたします。報告資料をご覧ください。

　概況です。まず、本年度の申込み数は156名で、令和２年度より８名増加しており、そのうち、就学相談を実施したのは119名でした。就学相談は、夏に10日間、秋に９日間行い、それぞれの就学相談前に、専門委員や学校教育課の担当者による幼稚園や保育園等の訪問を行いました。そして、11月11日に、第２回都城市教育支援委員会を実施し、個々の相談の報告を専門委員から受け、就学予定先について判断してまいりました。

　２　次に、現時点での教育支援委員会の判断です。令和３年12月17日の答申日の就学予定状況は、相談を実施した119名のうち、宮崎県立都城きりしま支援学校「適」が11名、宮崎県立都城さくら聴覚支援学校「適」が３名、知的障がい特別支援学級「適」が14名、自閉症・情緒障がい特別支援学級「適」が49名、通常の学級適が30名、保留10名、県外への転出児童が２名となっております。

　３　次に、継続審議、要検討などの保留の10ケースについてですが、そのうち、２つのケースにつきましては、12月末に診断名が明確になり、保護者の意向が教育支援委員会と合致したため、残りの８つのケースについてご説明いたします。

　まず、１番の園児は、ダウン症と重度知的障がいがあります。排泄の面で支援が必要で、幼稚園では、１対１の支援により生活を送っています。保護者は当該小学校の知的障がい特別支援学級に通わせたいと希望しております。しかし、教育支援委員会としては、排泄面で自立しておらず、小学校では１対１の支援は難しいため、県立都城きりしま支援学校が「適」と判断しております。

　２番の園児は、ダウン症で、中度知的障がいがあります。生活面では、全介助が必要で、１対１の支援がないと厳しい状況があります。保護者は、支援学校と支援学級の特色を理解した上で、当該小学校の知的障がい特別支援学級を希望しております。しかし、教育支援委員会としては、本年度、園児の状況が軽度知的障がいから中度知的障がいに変わり、排泄が自立するまでにまだ時間がかかりそうな状況であるため、県立都城きりしま支援学校が「適」と判断しております。

　３番の園児は、自閉スペクトラム症の園児です。都城児童相談所での検査結果では、知的能力が境界域と判定されました。集団の中での行動に時間がかかり、幼稚園では個別の支援が必要な状況です。保護者は、当該小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級も考えておりましたが、学校見学後に、通常の学級を希望しております。入学後に様子を見ながら、特別支援学級について考えていきたいと述べております。しかし、教育支援委員会としては、検査結果や幼稚園で支援を受けながら生活している様子を見て、自閉症・情緒障がい学級が「適」と判断しております。

　４番の園児は、重度知的障がいと自閉スペクトラム症、精神運動発達遅滞があります。行事など通常の生活と異なる環境になると、一度も排尿をしないこともあり、排泄面で心配があります。幼稚園では１対１での支援を受けております。保護者は、当該小学校の知的障がい特別支援学級を強く希望しており、入学が厳しい状況となれば、きりしま支援学校を検討したいと考えております。しかし、教育支援委員会としては、生活面での自立を目指した支援や指導が必要であると考え、都城きりしま支援学校が「適」と判断しております。

　５番の園児は、インフルエンザ脳症が起因する中度知的障がいがあります。発語は単語程度で、コミュニケーションがなかなかとれません。学習内容を理解することは難しく、これまで保育園では、１対１での支援を受けております。保護者は、当該小学校の知的障がい特別支援学級を強く希望しており、入学の状況を見て、都城きりしま支援学校についても検討したいと考えております。しかし、教育支援委員会としては、生活面において常に１対１の対応など、手厚い支援が必要な園児であると考えているため、都城きりしま支援学校が「適」と判断しております。

　６番の園児は、クルーゾン症候群、これは遺伝子の異常による先天的な頭蓋骨や顔面骨の形成異常が起こり、その結果、脳の発達が妨げられたり、眼球が突出したり、呼吸に障がいが起こる難病です。これまで、福岡県の聖マリア病院で３回手術を受けております。年に数回、定期的な通院をしております。保護者の考えとしては、当該小学校の知的障がい特別支援学級を希望しておりますが、専門機関での検査等を受けていないため、教育支援委員会としましては、当該小学校及びこども園と連携しながら、専門機関につなぎ適切な就学につなげていきたいと考えております。

　７番の園児は、自閉スペクトラム症と注意欠陥多動性障がいがあります。コミュニケーションがうまくとれず、こだわりが強いため、丁寧な支援や指導が必要となります。保護者は、当該小学校の通常の学級への入学を希望しており、その後の様子を見て、自閉症情緒障がい特別支援学級を検討していきたいと考えております。しかし、教育支援委員会としましては、幼稚園で支援を受けながら生活している様子を見て、自閉症・情緒障がい学級が「適」と判断しております。

　８番の園児は、軽度知的障がいがあります。新しい環境に慣れるまでに時間がかかり、活動の場面では、個別に言葉かけ等の支援が必要となります。保護者は、当該小学校の知的障がい学級を希望しておりましたが、通常の学級に希望が変わりました。教育支援委員会としましては、軽度知的障がいの判定結果と保育園で支援を受けながら生活している様子を見て、知的障がい学級が「適」と判断しております。

　この保留の８つのケースにつきましては、今後、学校教育課の担当者が適切な就学に向けて、専門機関へのつなぎや保護者との相談を継続して行い、就学先・就学形態を決定いたします。決定後も、就学相談の結果や児童への支援について対応できるよう、就学先の学校と連携しながら、対応できるようにいたします。

　続いては、配慮を要するケースです。

　３つのケースについてご説明いたします。

　１番の園児は、自閉スペクトラム症と注意欠陥多動性障がいがあります。２番の園児は、自閉スペクトラム症で知能的には境界域になります。それぞれの保護者は、地域の学校の通常の学級を希望しております。教育支援委員会としては、それぞれの児童の能力的には通常の学級で適応できると判断しておりますが、入学後に適応できない状況も考えられるため、学校と保護者とで継続的に相談を行いながら、児童にとってより良い就学形態について検討していくことを確認しております。３番の園児は、筋ジストロフィーで、日常生活の中では階段の昇降時に心配があるため、見守りが必要となります。その他の運動制限等については、今の段階では心配はございません。教育支援委員会としましては、本児の病状の進行に応じて、特別教育支援員を生活介助として配置することで、通常の学級が「適」と判断しております。この３つのケースにつきましても、児童がスムーズに新しい環境に慣れ、充実した学校生活が送れるようにできるよう、学校教育課の担当者が就学相談の内容や園での様子などの情報について、就学先の学校へ引き継ぎを行います。

　５です。特別支援学校中学部の転学について、説明いたします。

　市内の小学校６年生の中に、宮崎県立都城きりしま学校中学部への転学を希望した児童が７名おります。７名全員が宮崎県立都城きりしま支援学校の見学や教育相談を実施しており、本人も保護者も宮崎県立都城きりしま支援学校の中学部への転学を希望しています。また、校内の教育支援委員会において、宮崎県立都城きりしま支援学校への転学が「適」と判断しております。知的障がいがあり、本人に応じた特別な指導や支援が必要であるため、７名全員について、宮崎県立都城きりしま支援学校の中学部への転学が「適」と判断しております。

　６です。県外転出予定者について、特別支援教育に要する県外転出の予定がある児童について、説明いたします。

　１番の園児は、自閉スペクトラム症と多動性注意欠陥障がいがあります。保護者の転勤により、都城を転出される予定です。保護者は転出先で、地域の学校の自閉症・情緒障がい学級を希望されています。教育支援委員会としましては、自閉症・情緒障がい学級が「適」と判断し、転出先の教育委員会に引き継ぎを行ってまいります。

　２番の園児は、低酸素脳症により呼吸器機能障がい等があり、1歳から病院に入院している状態です。現在は、病院に入院しており、保護者は併設されている養護学校への入学を希望されています。教育支援委員会としましては、病弱児を対象とした養護学校が「適」と判断し、本県教育委員会を通じて、引き続きを行ってまいります。

　７　答申及び通知について。

　令和３年12月末までに特別支援学校就学者については、市教育委員会から県教育委員会へ通知しております。また、令和４年１月には、保護者及び就学予定先の小学校長へ、都城市教育委員会から「教育支援委員会の審議結果」を送付し、入学期日等の通知を行います。２月から３月に就学予定先の小学校長と保護者で就学についての協議・確認をしていただきます。そして、最後の第３回教育支援委員会を２月３日に行う予定でございます。

　以上が、答申の説明でございます。

　以上で、学校教育課の報告の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　それでは、報告第77号、78号及び79号につきまして、ご質問やご意見があれば、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○濵田委員

　ご説明ありがとうございました。

　１点だけお伺いしたいのですが、報告第77号の中学校から中学校への転入学、許可内容でございますが、この理由が何なのでしょうか。

●深江学校教育課長

　お答えします。

　小学校の高学年の頃から授業が、本人がつまらなくなったというようなことで、休みが増えていったのですが、息子さんは見学に行って体験を開始、その中で、とても現地が気にいって、僕はここに行きたいというようになりました。本人は当該校に行ってからは欠席することがなくなったようです。親子ともども当該校が大変気に入っているということでございます。

○濵田委員

　分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

　それでは、報告第77号、第78号及び第79号を承認いたします。ありがとうございました。

●深江学校教育課長

　ありがとうございました。

◎児玉教育長

　ここで一旦、休憩を取ります。

〔休憩〕

**【議案第38号、議案第39号】**

◎児玉教育長

　それでは、休憩前に引き続きまして、議事に入りたいと思います。

　では、議案第38号及び39号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●大田教育総務課長

　教育総務課大田でございます。

　それではまず、議案第38号　都城市教育振興基本計画改定版案の策定につきまして、ご説明いたします。

　53ページをご覧ください。

　教育振興基本計画の改定につきましては、これまで委員の皆様に何度も校正をお願いし、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。それを受けまして、今回、再度、校正を行い、議案として提出するものでございます。

　55ページをご覧ください。都城市教育振興基本計画改定版案の概要です。

　まず、策定の趣旨です。都城市教育振興基本計画は、平成29年４月に令和８年度までの10年計画で策定いたしましたが、国の教育振興基本計画の内容などを踏まえ、必要に応じて５年毎に見直しをすることとしておりました。そこで、令和３年度に５年目を迎えることから、教育部門において引き続き取り組むべき課題や近年の社会情勢や教育環境の変化により、生じた新たな課題に対応していくため、改定版を策定するものです。

　続きまして、計画期間です。当初は令和４年４月施行を予定しておりましたが、12月定例市議会でスポーツに関する事項が市長部局に移管することが議決されましたので、パブリックコメントを２月に実施し、令和４年７月から令和８年度までの約５年間の計画期間とするものです。

　続きまして、計画範囲です。本計画の範囲は、教育委員会の権限に属する学校教育、生涯学習、社会教育及び文化芸術に関する施策を対象とします。スポーツに関する施策については、今回、削除しております。

　続きまして、計画施策の背景です。本市の教育がめざすまちの姿、本市の教育がめざす人の姿につきましては、当初の計画から踏襲しておりますが、施策の方向性につきましては、令和３年４月策定の第２期都城市教育大綱の施策の方向性に準拠したつくりに組み替えております。

　続きまして、社会情勢や教育環境の変化です。改定版を策定するに当たり、１　超スマート社会時代に向けた学習、時代の「時」が「次」になっておりますが、「時」の誤りです。申し訳ございません。訂正お願いいします。から５　新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策やポストコロナ時代を見据えた学習の提供までの５つの教育をめぐる社会情勢や教育環境の変化を見据えて策定しております。

　次のページをご覧ください。

　本市における教育の現状と課題です。

　当初計画から５年間で変更のあった現状と課題について、学校教育について、家庭や地域の教育力について、生涯学習や文化活動についての３つに分けて見直しを行っています。

　次に、本市が取り組む教育施策です。

　都城市教育大綱の施策の方向性に準拠するとともに、教育分野において引き続き取り組むべき課題や近年の社会情勢や教育環境の変化により生じた新たな課題に対応するため、以下の表にありますとおり、６つの施策の方向性に分けて、見直しを行っております。

　また、次のページの施策の推進のための管理指標としましては、44の指標を策定し、毎年各課で自己評価を行うとともに、教育委員会外部評価員から達成度を評価してもらうこととしております。

　62ページ移行に計画本体を載せておりますが、12月定例教育委員会でご指摘をいただきました箇所につきましては、修正した部分に黄色のマーカーを引いております。その他、軽微な修正箇所につきましては、そのまま修正させていただいております。

　恐れ入りますが、53ページにお戻りください。今後のスケジュールです。本日の定例教育委員会で承認いただきましたら、部長会議、庁議を経まして、２月にパブリックコメントを実施予定です。その後、４月の定例教育委員会に再度かけまして、部長会議、庁議を経まして、６月定例教育委員会でご報告する予定としております。その後、７月１日の施行を予定しているところであります。

　以上で、議案第38号の説明を終わります。

　続きまして、議案第39号　第３次都城市文化振興計画案策定に係る教育委員会の意見の集約につきまして、ご説明いたします。

　資料の65ページをご覧ください。

　委員の皆様からいただきましたご意見をご説明いたします。

　まず、１ページ、第１章　計画策定の趣旨、２　策定の趣旨の部分ですが、考察の部分をご覧いただきますと、「もっと自信をもって明確に言い切る文末にするには、上記のように変更されると、考えますということで、この豊かな文化を守り育て、後世に伝えていくことは我々の責務です。」とのご意見をいただいております。

　続きまして、３ページ。第２章　現状と課題、１　文化を取り巻く現状についてですが、情報化の進展、１行目から２行目にかけてですけれども、２行目の「ビックデータや人工知能などの」部分の、やではなく「、」でつないで「ビックデータ、人工知能などの技術革新は」としたほうが良いという意見です。

　続きまして、５ページ、第２章　現状と課題、１　文化を取り巻く現状の国の動向ですが、２行目から３行目にかけまして、「2017年に一部改正され、名称が」というところを、「2017年に一部改正されて、名称が」としたほうが良いというご意見です。

　続きまして、16ページ、17ページ、第３章　基本理念と基本目標、４　計画の大系の（１）の②の文化活動を実践する機会の充実の目標値28％を30％あるいは30％以上にしたほうがいいのではないかというご意見です。

　続きまして、同じく第３章　基本理念と基本目標、４　計画の大系の（１）の④ですけれども、文化活動のための体制整備につきましても、施策概要の市民参画や文化団体とのパートナーシップによる文化芸術事業の推進の事業件数を数値化し、それをもって重要業績評価指数とし、基準値と目標を提示できれば良いというご意見で、基準値と目標値を事業件数にしたらいかがかというご意見です。

　同じく、16ページですけれども、（２）の①、文化活動への支援につきまして、施策の概要、企業のメセナ活動への参画の促進、広報の経過で、企業のメセナ活動数を重要業績評価指数、それをもって基準値と目標値を提示できませんかというご意見、基準値及び目標値を活動数にするのはいかがかというご意見です。

　続きまして、同じく16、17ページの（２）③教育を通じた文化への関心の向上につきまして、重要分析評価指数に若者、高校生や20代の興味関心を加えられませんかというご意見です。

　続きまして、同じく16、17ページの（３）②地域資源の活用のKPIに、観光協会や観光業者と連携した事業を明確にし、それをもって基準値と目標値を提示できませんかというご意見で、KPIに観光協会や観光業者に連携した事業を追加してはいかがかというご意見です。

　続きまして、19ページ、今後の展開②、市民アンケート結果の反映の部分ですが、６行目から７行目において、総合文化ホールをはじめとする各文化施設の文化振興の後にスペースが空いていますけれども、このスペース、空欄も取って、続けたほうが良いというご意見です。

　続きまして、41ページ、資料の６　都城市の代表的な伝統的祭り、事務局への質問ということで、前回提案された文化振興計画案のおかげ祭りの記載がありましたが、削除された理由を教えてくださいということでしたので、事務局に確認をしましたところ、前回の市民策定委員会後、庁内関係各課決裁を行う中で、おかげ祭りはまだ20数年と歴史が浅く、おかげ祭りを掲載するのであれば他の祭りも多数掲載する必要があるため、削除すべきという意見を受けて削除をしたということです。

　このことにつきましては、令和４年１月17日開催予定の市民策定委員会で、委員の皆様に説明をする予定ということでございます。

　以上が、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見です。この内容で皆様のご了承が得られました場合には、教育委員会の意見として、コミュニティ文化課に提出したいと考えております。

　以上で、議案第39号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ありがとうございました。

　今回ちょっとボリュームが大きいので、まずは議案第38号　都城市教育振興基本計画について、こちらについて審議したいと思っております。これについて、スケジュールの案も出ておりますけれども、ご意見やご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○濵田委員

　議案第38号ですけれども、大変、膨大な量の資料で大変だと思いますが、これから校正する余地は、時間的にありますか。

●大田教育総務課長

　そうですね。この後、庁内の会議、庁議に付議しまして、パブリックコメントを実施しまして、市民の皆様をはじめ各関係者の皆様のご意見をいただいた後に、定例教育委員会、庁議に付議しまして、そこで了承が得られましたら再度６月の定例教育委員会に付議して、７月１日に施行ということを目指しておりますので、この後、もし変更点があった場合には、反映する機会がございます。

○濵田委員

　前回、修正していただいた資料は網掛けがしてあったので、あまりよく読まなかったですけど、今回、修正していただいて、また読んだら、またちょっと幾つか修正したほうが良いところがあるので、そういうのはどうしましょうか。チェックした資料をそちらにお渡しして、見ていただいて、私の指摘がもし正しいと思うのであれば直すという形にしていただけるといいかなと思うのですけれども。

●大田教育総務課長

　分かりました。

　それでは、事務局サイドで判断できるものについては判断させていただいて、定例の教育委員会に付議したほうが良いという内容でしたら、また、次のパブリックコメントの部分の意見も反映した形のものも合せて審議いただくということでよろしいでしょうか。

○濵田委員

　そんなに大きな変更というのではないですので、そうしていただければと思います。

●大田教育総務課長

　ありがとうございます。

◎児玉教育長

　ではそのように、事務局お願いいたします。

　ほかにございませんでしょうか。よろしかったですか。

●江藤教育部長

　概要版の２ページ、本編の中もなのですけれども、主な取組というのがあるじゃないですか。主な取組が１番であれば16個、本編を見ても、主な取組とそれ以外の取組があると思ったら、主な取組しか載っていないので、主はいらないのではないかなと思うのですけれども。

●大田教育総務課長

　ただ「取組」ということですね。分かりました。

◎児玉教育長

　ありがとうございます。

　ぜひ、そういう形で事務局とのすり合わせをお願いします。随分とこれは研ぎ澄まされてきたなと思っておりますので、そういうことも含めた上で、お出しいただければと思っております。

　よろしかったでしょうか。

　では、先ほど、濱田委員の提案もございましたので、その方向性で進ませていただきたいと思います。そういう意味でも、承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

●大田教育総務課長

　ありがとうございます。

◎児玉教育長

　続きまして、議案第39号でございます。都城市文化振興計画案についてでございますけれども、各委員からのご意見をいただいているところです。これらのことがもし委員会として良しとそのままであれば、１番右端の提案委員のところは消していただいて、文化振興課のほうに提案をしていただくという形にしたいと私は思っていますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎児玉教育長

　では、こういうようなことを教育委員会として提案をしたいのだけれどもという形で、文化振興課のほうにお出ししてよろしいかというような決になると思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎児玉教育長

　よろしかったでしょうか。

　それでは、そういうことを含めた上で、議案第39号を承認したいと思います。よろしくお伝えくださいね。

●大田教育総務課長

　分かりました。ありがとうございます。

**11　その他**

◎児玉教育長

　それではその他に入りたいと思います。

　各課からの連絡事項についてです。

　国民スポーツ大会準備室でございますけれども、来ていらっしゃいますか。

　それでは、国民スポーツ大会準備室からのお願いでございます。どうぞ。

●金丸国民スポーツ大会準備室長

　国民スポーツ大会準備室の金丸と言います。よろしくお願いいたします。

　本日は、第61回国民スポーツ大会、第26回全国障害者スポーツ大会の都城市準備委員会委員の就任についてのお願いをしたいと思います。

　それでは、お配りしております資料のほうを基に進めさせていただきます。

　３ページをお開きください。

　それでは、国民スポーツ大会についてということで、概要から説明させていただきます。

　昭和21年に京都府を中心に、兵庫県宝塚市で開催されたのが最初でありまして、都道府県持ち回りで毎年開催されております。当道府県対抗という形で競技を実施しているところです。開催につきましては、全国を東、中、西の三つに分けまして、三地区輪番制で開催しておりまして、昭和63年の43回京都大会からは二巡目に入っております。ちなみに前回の宮崎県大会につきましては、昭和54年が開催でありまして、40年が経過しているところでございます。

　また、本大会は、スポーツ基本法に基づいて推進されております国内最大の国民スポーツ大会の祭典でございます。令和６年に開催される３大会からは、今まで国体と通称で呼んでいたのですが、国民スポーツ大会という名称に変更になる予定となっております。この大会は、本大会と冬季大会に分かれておりますが、宮崎県大会は本大会を実施することとなっております。

　次に、４ページをお開きください。

　まず、目的でございます。この大会は、国民の間にスポーツを普及させること、スポーツ精神を向上させて、国民の健康増進と体力の向上を図ることを目的としておりまして、あわせて、地方のスポーツの振興、地域文化の発展に寄与するとともに、国民生活を新しくしようとするものでございます。

　この主催につきましては、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地宮崎県でありまして、各競技会につきましては、日本スポーツ協会の加盟競技団体及び開催市町村で行うこととしております。

　開催時期につきましては、令和９年９月中旬から10月中旬までの11日間を予定しているところです。

　愛称、スローガン、マスコットキャラクターにつきましては、既に選定されておりまして、資料のとおりとなります。

　続きまして、５ページをご覧ください。

　本市の開催競技等選定状況について、ご説明いたします。

　まず、第81回国民スポーツ大会でございますが、開閉会式につきまして、現在、山之口に整備中であります新宮崎県陸上競技場を予定しております。正式競技につきましては、陸上競技につきまして全種目で新宮崎県陸上競技場、バレーボールにつきましては、少年男子につきまして、早水公園体育文化センター、バスケットボールは、成年男女、早水、高城、高崎総合体育館、ソフトテニスにつきましては、成年男女、都城運動公園庭球場で開催する予定としております。

　また、公開場につきましては、バウンドテニスは早水公園文化センター、ゲートボールは都城運動公園陸上競技場、デモンストレーションスポーツといたしまして、パークゴルフをかかしの里、高崎パークゴルフ場で開催する予定としております。

　続きまして、第26回の全国障がい者スポーツ大会でございます。

　日程につきましては、国スポ終了後３日間の開催予定としております。前回大会については、障がい者スポーツ大会はありませんでしたので、今回は初めての大会となります。開閉会式につきましては、新宮崎陸上競技場、正式競技につきましては、陸上につきましては新宮崎陸上競技場、バレーボールが早水体育文化センター、ボッチャが早水体育文化センターで開催予定としております。

　続きまして、準備委員会の委員の就任についてのお願いでございます。

　都城市では、前大会から48年ぶりに開催されます国民スポーツ大会と初めての開催となります全国障がい者スポーツ大会を盛大かつ滞りなく成功に導きたいと考えておりますので、幅広く各種団体の皆様からのご参加を得て、貴重なご意見やご要望をお伺いしながら、開催準備の推進に万全の体制で取り組みたいと考えております。ぜひとも、委員の就任をお願いしたいと考えております。

　まず、総会についてですが、今年の５月頃、設立総会及び第１回総会を予定しているところでございます。詳細につきましては、後日、案内を差し上げる予定としておりますので、よろしくお願いいたします。その後は、年１回程度の総会を予定しておりますので、参加をお願いしたいと思います。

　総会当日にご都合がつかない場合は、代理の方の出席または委任状の提出をお願いしたいと考えております。

　次に、総会では、次のような各種方針や計画について、ご審議いただきます。資料にありますように、今後、広報審議大会の参加、来場者の歓迎おもてなし、協議会の運営規定、式典などの開催、大会関係者の宿泊会場における維持、衛生、大会関係者の来場者に対する輸送交通、警備などでございます。

　以上のような内容につきまして、こちら側からご提案さしあげますので、ご審議をお願いしたいと考えております。

　その他でございますが、まず、大会３年前にあたります令和６年に実行委員会に移行する予定でございます。その際は、引き続きご就任くださるようお願いいたします。

　団体の役員改正等により、代表に変更が生じた場合は、本人の方より事務引き続きをお願いしたいと思います。今の関係でございますが、委員等の就任については無報酬となります。ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

　次のページでございますが、委員の候補予定者を記載しております。現在のところ、各種団体の代表者、総勢170名を予定しているところでございます。

　以上、簡単ではございますが、委員就任についてのご説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

　ご説明ありがとうございました。

　それでは、これにつきまして、何か、今現在でのご質問やそういうものがありましたら、どうぞお出しください。よろしいでしょうか。

　分かりました。それでは、承認についてのお願い、承知いたしました。ありがとうございました。

　それ以外に、その他で何かございますか。

　それでは、これをもちまして、令和４年１月定例教育委員会を終了いたします。

　この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記